

# ノウハウライセンス契約におけるライセンサーの責任に関する一考察

ライセンス第2委員会  
第1小委員会\*

**抄 録** ノウハウライセンス契約は製造販売能力の拡大や新規事業領域への進出にあたって経営戦略上有効なツールとなりうるが、その客体の特殊性から多くのリスクを孕んでおり契約締結に際する留意点が多く指摘されるライセンス形態である。当小委員会では、ノウハウライセンス契約に基づくライセンサーの実施の結果、当該ライセンサーにおいて取引対象に起因する損害が発生した場合に国内法に基づいてライセンサーが負担しうる責任について、仮想事例をもとに当事者の視点から検討を行った。

## 目 次

1. はじめに
2. ノウハウライセンス契約の法的性質
3. 仮想事例
4. 契約相手に対する責任
  4. 1 錯誤無効
  4. 2 ノウハウの瑕疵
  4. 3 免責条項の有効性
  4. 4 瑕疵担保責任期間
5. エンドユーザーに対する責任
  5. 1 製造物責任
  5. 2 不法行為責任
6. おわりに

## 1. はじめに

企業活動における知的財産の重要性が高まるなか、製造販売能力の拡大を企図した技術供与や、新たな事業領域へ進出するにあたっての技術導入等の技術の取引は経営戦略に資する有効なツールとなりうるが、かかる技術取引を安心して行うためには、リスクを正確に把握し適切に予防すること（リスクマネジメント）と、リ

スクが顕在化したときに最適な対処を行うこと（クライシスマネジメント）が必要となる<sup>1)</sup>。

ライセンス契約は、自己が保有する技術等について、他人にその使用等を許諾する契約である。ライセンスの対象としては、特許権に代表される産業財産権からノウハウまで多種多様であるが、特許ライセンス契約は、取引の対象を公開された技術情報とするのに対し、ノウハウライセンス契約は、取引の対象を原則として未公開の技術情報とするため、当事者間の情報の伝達を必須の要素とした取引の形態と捉えることができる。

ノウハウは、権利範囲の定まった特許権と違い、その取引の対象に不明確な要素を含むため、契約に際してはその範囲や取引方法をできる限り明記することが必要であり過去にいくつかの検討<sup>2)</sup>がなされているところである。

本小委員会ではこれらの検討を基礎として、ノウハウライセンスの特殊性から見たライセン

\* 2007年度 The first Subcommittee, the Second License Committee

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

サーの責任について、国内法下での取引を対象に、いくつかの論点について検討を行った。

## 2. ノウハウライセンス契約の法的性質

以下、一般論としてノウハウライセンスの取引対象とその取引形態ごとの法的性質を検討した上で、本稿で対象とするノウハウライセンス契約を具体的に検討する。

まず、ノウハウライセンス契約の取引対象であるノウハウは、技術情報を主とする情報財であるが、我が国でこれを保護する法としては、不正競争防止法があげられる。ただし、同法は、保有者の厳格な情報管理等を要件とする「営業秘密」に対する不正競争行為を規制するものではあるものの、ノウハウの権利発生や移転、実施許諾等にかかる扱いを定めるものではない。ノウハウライセンス契約では、秘密の情報財を対象とすることが中心的ではあるものの、公知情報、例えば、体系的に集積された公知情報や、秘密情報ではあるものの公知の手順に従って手間暇をかければ創作可能な情報も取引対象に含める場合もあり、取引対象は不正競争防止法上の「営業秘密」よりも広い情報財であると言える<sup>3)</sup>。

次いでその取引の法的性質であるが、ライセンス契約は、民法におけるいずれの典型契約にも属さない無名契約とされている。契約当事者は、契約自由の原則に基づき、公序良俗に反しない限り当事者間の合意のもと自由にその契約内容を定めることができる。従って、第一義的には当事者の合意に従って判断されることとなるが、当事者間で解決できない紛争の処理にあたっては、個別具体的な取引の性質から準用しうる典型契約の各条項を探っていくことになる。また、逆説的に見れば、当事者間に業界特有の常識や前例が無い場合は、合意を形成するための交渉のスタートラインとしてこのような民法の条項を目安とすることもできよう。

その前提で、ノウハウライセンス契約が備え得る取引の主要素を検討する上では、情報の伝達と、使用許諾に着目する必要がある。

情報の伝達は、ライセンサーが保有するノウハウを如何にライセンシーに伝達するかということである。その方法としては、有形の媒体に記録された情報を単に提供する場合があるが、一方、有形の媒体に記録されていない、あるいは記録できない情報については、ライセンサーの技術者がライセンシーの技術者に対し技術指導を行ったり、ライセンシーによる実施を直接支援するといった場合がある。前者の場合は、単に特定された情報財を開示する、提供するといった債務を約定するに過ぎないが、後者はさらに複雑な側面を有するため、以下にもう少し具体的に補足する。

すなわち、ノウハウ取引の本来の目的は、ライセンシーにおける技術の実現であるが、技術分野、ライセンシーの能力によっては、情報を開示するだけでは技術が実現できないこともある。こうした場合には、ライセンシーの工場等に実際に技術者を派遣し、ライセンシーによる技術習得を支援するという方法が取られ得る。こういったいわゆる技術指導は、具体的に特定された指導業務の請負契約と捉えることもできるであろうし、ライセンシーの技術導入目的達成のための指導業務にかかる請負契約という捉え方もできよう。また、指導業務の内容を限定することなく、ライセンサーがライセンシーにおける技術の実現までも委ねられた場合には準委任契約としての側面<sup>4)</sup>を備えることも考えられる。

しかし、これらの取引では、対象技術の範囲について、情報伝達の完了を、例えば技術指導業務の請負であればその業務の完了をもって、或いは技術の実現まで委ねられた準委任であればその技術の実現を評価するといった間接的な方法によって確認せざるを得ないという問題点

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

がある。また、例えばライセンサーの完全子会社への技術移転など、ライセンシーで技術が実現できないことがライセンサー自身の不利益にも繋がる場合や、製造施設の建設請負等、他の取引に付随する場合は別として、ノウハウライセンス契約において請負ないし準委任契約の側面を備えることは、ライセンサーにとって情報の開示範囲があまりに不明確となることによる責任範囲の拡大や、無用な紛争を招く恐れがあるため、あくまで、ノウハウライセンス契約の情報の伝達の補助的なツールとして必要に応じて用いられているものと言えよう。

次に、使用許諾の側面については、ライセンサーが、そのノウハウの所有権をライセンシーに移転することなく、使用及び収益を許諾して対価を得ることから、賃貸借契約の側面を備えると言えよう。ただし、賃貸借契約としての性質を備えるものの、取引の対象は同時に複数の人間が保有しうる情報財産であるため、民法の類推適用の範囲は限られるであろう<sup>5)</sup>。無償で許諾する場合には、賃貸借より使用貸借契約の側面を備えるともみることができ、使用収益まで許諾した場合には対価を求めるのが通常であるし、単に開示だけを企図しているのであれば、ノウハウライセンス契約ではなく秘密保持契約として検討されるべきであろう。

なお、本稿で以下取り上げるライセンサーの責任については、有償契約であることから典型契約のいずれに類するかを論じるまでもなく、民法第559条に基づきその取引の性質が許す限り民法の売買に関する規定が準用されうる。

これらを踏まえて、本稿では、以下に具体的に検討するノウハウライセンス契約を、「ライセンサーが契約締結時に保有する有形の媒体に記録して提供可能なノウハウを、有形の媒体に記録された状態でライセンシーに開示し、その使用及び収益を許諾する有償の契約」と定義することとしたい。

かかる取引において、ライセンサーの責任、より具体的には、取引対象の問題によりライセンシー側の目的が達成できなかった場合の争点としては、錯誤無効、瑕疵担保、債務不履行、不法行為といった売買における売主の責任に類する項目を挙げることができる。はたしてノウハウライセンス契約にもこれらの考え方がそのまま流用できるのであろうか。

### 3. 仮想事例

ノウハウライセンス契約においてライセンサーの責任が問題になる場面としては、ノウハウが十分に提供されない、ノウハウを受領したが製品を製造できない、製品は製造できたが製品の欠陥により損害が発生した、などが考えられる。

具体的に事例を想定してみよう。

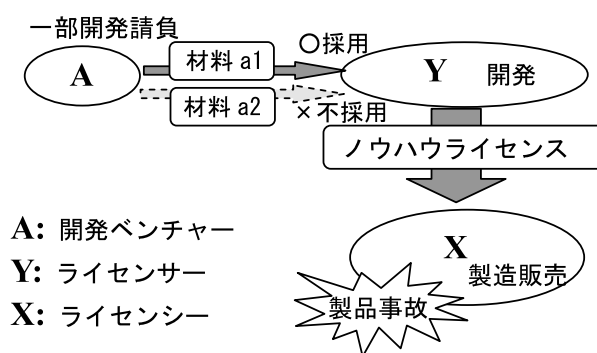


図1 ノウハウライセンス契約に基づく製品の事故に関する仮想事例

#### ① 製品開発

ライセンサーYは、新製品αの開発に着手し、その材料の開発はAに委託した。Aは材料a1を開発しこれをライセンサーYに報告、ライセンサーYは材料a1を用いた新製品αを完成しプレス発表を行った。

#### ② 改良技術の提案

Aは、ライセンサーYから請負った開発の終了後も検討を続け、材料a1を用いた製品の安全性に影響を及ぼす技術的問題点を確認すると

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

もに、これを克服する材料a2を開発し、ライセンサーYに技術的問題点を含め全てを報告し、材料a2の採用を提案した。ライセンサーYは材料a1と材料a2を比較検討したが、安全性は同等であると評価し、コスト高になる材料a2は不採用とした。

### ③ ライセンス展開

ライセンサーYは、新製品αの発売に向けて事業化検討を進めたが、採算性が合わず自社で製造販売することを断念した。同時に、新製品αのプレス発表を見て製造販売を希望していたライセンサーXに対し、材料a1を用いた製品の製造技術を、非保証の条件でライセンス供与した。

### ④ 製品事故

ライセンサーXは、ライセンス製品の販売を開始した。

数年後、製品の欠陥による事故が発生した。調査の結果、材料a1の技術的問題が原因であることが判明した。

### ⑤ 紛争

技術的検証の過程でライセンサーXはAと接触し、材料a1の技術的問題点と、これを克服する材料a2の存在、ライセンサーYがこれらの情報を知っていながらライセンサーXに告げていなかったことを知り、争いとなった。

本事例について当事者の視点に立つと、様々な不満、疑問が沸いてくるだろう。例えば、非保証の規定はライセンサーにとって鉄壁の免罪符なのであろうか。ライセンサーはライセンサーが相当の自信家か善人で保証責任を負ってくれない限りは、全ての事業リスクを背負わなければならないのであろうか。技術上の瑕疵によって製品事故が発生した場合、消費者は誰に文句を言えばいいのであろうか。

以下、適宜上記の仮想事例を参照しつつ、これら素朴な疑問も含め、各論点について検討する。

## 4. 契約相手に対する責任

契約相手に対する責任を検討するときに、最も注目すべき点は、情報が偏在しているということ、すなわち、ライセンサーだけがその取引対象であるノウハウの全てを知っているということであろう。ライセンサーも、ノウハウが具現化された製品やサンプルからその内容を推察することはできるであろうが、全てのノウハウを知ることができるわけではない。

もちろん、ライセンサーが事前に評価する手法がないわけでもない。例えば、秘密保持契約や、オプション契約（次の取引に進む権利を保留しつつ、一定期間情報の評価をする契約）による事前開示がこれに該当する。しかしながら、これらは必ずしもライセンサーとなりうるものに認められる権利とは限らない。

かかる取引対象の特徴に起因する問題について検討してみたい。

### 4.1 錯誤無効

契約という法律行為に錯誤があった場合は、契約の錯誤無効（民法第95条）を主張することができる。

錯誤は一般的に「表示上の錯誤」、「内容の錯誤」および「動機の錯誤」に分類される。このうち「表示上の錯誤」とは契約書の書き間違いに起因するものなどであり、「内容の錯誤」は契約書への表示とその効果意思との間に明らかな齟齬がある場合である。これらは法律行為にいたる（契約上の）「要素の錯誤」にあたり、錯誤を主張する側に重大な過失がない場合に限り、錯誤無効が認められる可能性がある。

これに対して「動機の錯誤」とは、例えば「この技術があればこういう効果が期待できるだろう」と期待（動機）して、ライセンスを受けようと考え（効果意思）契約したが、実際には期待外れであった場合である。「動機の錯誤」



## ※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

はこれが「要素の錯誤」である場合に限って錯誤として判断されるものである。具体的には、動機がその契約を締結するにあたって重要な要素であり、かつその動機が明確に表示されていることが必要となる。すなわち、例えば「こういう効果を期待してこの契約を締結する」という動機が相手方に表示されていないければ、法律行為に錯誤があったものとは認められない<sup>6)</sup>。

上述したように、ライセンサーにとってノウハウが期待外れであった場合に、これが錯誤と認められるか否かは、その期待がライセンスを受けるにあたっての動機となっていたことが相手方に表示されていたか否かが重要となる。

これは契約に至るまでの諸事情を鑑みて個別具体的に判断する必要がある<sup>7)</sup>が、企業間でのライセンス契約について一般論として検討すると、実現の保証までを約束するような場合を除いては、ライセンサーは、ライセンスにより発生するリスクを回避するために、ライセンサーがノウハウを使用することにより得られる成果物については関知しないようにしているケースが多いものと思われる。すなわち、ノウハウ使用の成果物について、一定の品質、性能などを保証するような誤解をライセンサー側に与えてしまうと、ライセンスにより得られた対価を上回るような過大な保証責任を背負うことにもなりかねないため、これを予め排除するものである。

ライセンサーがそのような対応をとった場合は、たとえライセンサーがノウハウとその成果物について何らかの期待を抱いていたとしても、契約書中および契約締結に至る経緯の中で、客観的に判断できるような動機の表示がされないこととなるため、錯誤は単なる動機の錯誤に過ぎず、錯誤無効を成立させるのは困難となろう。

仮想事例により具体的に検討してみると、ライセンサーXとしては、ノウハウに製品化に障壁があるほどの問題は無いものと信じて契約を締結したのであり、錯誤無効を主張することが

考えられる。しかしながら、契約上非保証を条件としており、ライセンサーXの期待が契約書中には表示されていないことが想像される。ライセンサーXとしては、同業者であるライセンサーYから製品の製造販売について許諾されている以上、まっとうな製品を製造販売できることを期待していたことは明白であり、動機は示されていたとして、錯誤無効を主張することは考えられるが、これが認められるためには、契約締結に至る交渉の過程において、ライセンス製品の備えるべき仕様のほか、同仕様との関係で材料a1が果たすべき仕様等、客観的にこれが判断できる程度の動機の表示が行われていることが必要となろう。

ところで、錯誤無効を主張するにあたっては、その主張により得られる効果にも注意が必要である。

錯誤無効が争われるようなケースでは、提供されたノウハウについての瑕疵担保責任、或いはノウハウの提供が債務の本旨に従っていないという観点から、債務不履行も同時に議論される。

実際、ノウハウの提供が十分でなかったためにライセンサーで技術が実施できなかったことについて争われた事件<sup>8)</sup>では、錯誤無効とともに、債務不履行や不法行為責任に基づく請求が争われている。

ただし、錯誤無効が成立した場合には、契約が無効なのであるから、契約に基づく瑕疵担保責任や債務不履行責任は問えなくなる<sup>9)</sup>とされ、上記事件においても、錯誤は認められたものの、その他の請求は錯誤無効を理由に退けられた。

錯誤無効を主張することにより期待できるライセンサーX側の効果は、ライセンサーYが不当に受け取った既払いの対価の返還が限度であり、瑕疵担保責任や、債務不履行責任については、契約を無効とすることにより主張する根拠

## ※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

を失うこととなる。無論、契約が無効となってもライセンサーYによる不法行為責任を問うことはできようが、それにはライセンサーYによる故意又は過失と、損害との因果関係の立証が必要である。

結論として、錯誤無効は、未知の情報を取引するという立場にあるライセンサーにとっては一見主張しやすいようにも思えるが、動機の錯誤の表示の状況や、その他の争点とのバランスを考慮して、使い分ける必要があると言えよう。

### 4.2 ノウハウの瑕疵

ノウハウに瑕疵があれば錯誤を主張しうるのは前述のとおりであるが、本来的には瑕疵担保責任や債務不履行の問題と捉えるべきであろう。

売買の目的物に隠れた瑕疵があった場合は売主は瑕疵担保責任を負う。目的物の給付が債務の本旨に従っていない場合は債務不履行責任を問うこともできる<sup>10)</sup>。

本稿においてノウハウライセンス契約の目的物は、「ライセンサーが契約締結時に保有する有形の媒体に記録して提供可能なノウハウ」として検討してきたが、その提供を受けたライセンサーが目的物に隠れた瑕疵がある、あるいは債務の本旨に従っていないと判断すれば、瑕疵担保責任ないし債務不履行の議論が生じうることである。もちろん、後述するように、責任限定や免責をするのが一般的であり、係る規定は強行法規ではないので責任限定や免責も原則として有効であるが、当事者間の合意がなにも無ければ瑕疵担保責任ないし債務不履行責任は生じうる。

ここで、二つ疑問が生じる。まず、ノウハウという情報財産について、瑕疵があるか、債務の本旨に従ったか否かをどのようにして判断できるのかということである。もう一つは、ノウハウはライセンサーが受領するまで未知であるのに、そもそも債務の本旨をいかに定めるかと

いうことである。

一つ目の疑問は、対象が「物」ではなく、情報という無形財産であることにより、直接目的物の欠陥を判断するのは困難であり、目的物を使用した結果から間接的に欠陥を判断せざるを得ず、このような場合に、どのように判断するのかというものである。

そもそも瑕疵とは、「目的物に何らかの欠陥があることであるが、何が欠陥かは、当該目的物が通常備えるべき品質・性質が基準になるほか、契約の趣旨によっても決まる。」とされ、このような主観説を判例も支持する<sup>11)</sup>。

ノウハウライセンス契約においてノウハウは直接的な目的物であるが、少なくとも本稿で定義した条件では、契約の本来の目的は、ライセンサーにおいてそのノウハウを使用することにある。とすれば、契約書にノウハウを使用した場合の性能や品質を明記してなければ、ライセンサー側は可能な限り高性能な品質性能が債務の本旨と主張するであろうし、ライセンサー側は最低限の品質性能で必要十分と主張するであろう。公平性の見地から第三者機関に判断を求める場合もあるだろうが、そもそもライセンサーしか知りえない情報を対象としているため、第三者機関の判断は想像の産物に過ぎず、両当事者が十分に満足できる基準にはなり得ないであろう。契約において特定されていない部分については、その限りにおいて目的物を不特定物として中等の品質（民法第401条）の給付を債務と捉えることは理論上可能であろうが、これはビールを何ダース購入したいという類の取引を想定しており、ライセンサーしか保有していないはずの秘密情報の取引に、この考え方はやや妥当性を欠く感がある。

結論として、ノウハウの瑕疵の判断は、当事者の合意を拠り所とするほかに、合意が明確でない場合は「通常備えるべき品質・性質」や契約の趣旨等を参酌して判断するしかないが、

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

取引の客体の性質からして信頼に足る公正な判断が導き出せるとは想像しがたい。言い換えれば、ノウハウの瑕疵は判断が困難であるからこそ、契約書にその基準を判断するための、要求される品質、性能等を明記しておくべきだということである。

二つ目の疑問についても、当事者間の合意で可能な限り明確に規定するしかない。実際にはライセンサーがその内容を知りえないのではあるが、文書名、技術分野、時間、空間等、様々な規定の仕方<sup>12)</sup>により、個々の取引の性質、対象の技術の革新性や、受領側の能力等を踏まえて、提供されるべき情報を特定するのに必要十分な規定を双方で十分に吟味して設けることが必要であろう。

仮想事例では、提供された材料a1について、ライセンサーXはこれを欠陥のある技術であると主張し、ライセンサーYは、自ら製品開発で採用していたのであるから欠陥はないと主張する。これを判断するには、まずはライセンス契約の定めを拠り所とすることになろう。

契約書に、材料a1がどのような品質性能を備えるのかが明記されていれば、それを満たさなければ瑕疵であろう。数値などの具体的基準が何も書いていなければ、その部材が通常備えるべき品質・性質が基準となるであろう。今回の場合、改良された材料a2の存在も関心を引くところであるが、あくまで瑕疵の有無は提供された材料a1に瑕疵があったのか、債務の本旨に従っているのかが、判断される要素となる。

纏めると、民法の扱いを検討しても、結局は当事者の合意は如何なるものであったかという問に立ち戻ることになり、契約書に目的物を可能な限り特定して、瑕疵や債務不履行の判断に際しては一義的には当事者の契約書を拠り所とすることになるといえる。この解釈においては、契約書本体のみならず、本契約にかかる当事者の合理的意思を推論するに足る当事者間の通信

記録（レターや電子メールなど）も斟酌されることとなろう。

#### 4. 3 免責条項の有効性

一方で、民法上の瑕疵担保責任は任意規定であり、予め免責や責任制限を約すことは当事者の裁量に委ねられている。債務不履行責任についても同様である。

ノウハウライセンス契約においては、ライセンサーにノウハウが提供されたものの実施できなかった、実施できたが実施品に欠陥があったといった場合に、ライセンサーに発生した損害のうち、ライセンサーの提供した技術に起因する範囲を、問題が生じた後に確定することは現実的に困難であるため、通常は予め債務の内容の限定や、責任の免除・責任の範囲の限定が検討される。

では、非保証さえ謳っておけばライセンサーは安泰かと言うと、そうではない。

まず、瑕疵担保責任は予め免責条項で排除することは可能であるが、売主が瑕疵を知らずながらこれを告げなかった場合は、免責条項の効力は否定される（民法第572条）。提供するノウハウに瑕疵が存在して、それを知らずながらライセンサーに告げなかった場合は、免責条項の効力が否定されるということである。なお、債務不履行責任についてもたとえ免責条項があったとしても、一般条項（公序良俗、信義則等）によって無効とされる場合がある。

仮想事例では、ノウハウライセンス契約に基づいて製造販売した製品の欠陥によって事故が発生したが、欠陥の原因はライセンサーYの提供した技術にあった。さらにその技術には技術的問題点があることを、ライセンサーYはAから指摘されており、その事実をライセンサーYはライセンサーXに告げていなかった。ライセンサーYとしても、反論はあろう。ライセンサーYとしては十分に品質性能を満たすものとし



## ※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

て材料a1に基づく製品 $\alpha$ を発表した。また、Aから指摘された技術的問題点には納得しておらず、改良材料a2は材料a1と同等の安全性であるにも関わらずコストが増加するだけだと判断したため採用していないのである。

しかし、ライセンサーXの立場としては、ライセンサーYは瑕疵ある技術であることを知りながらこれを告げずに提供したというだけではなく、場合によっては、自ら事業化に失敗した技術を、その欠陥を隠しながらライバル企業に売りつけて故意に損失を与えたという主張をすることもできる。両者の主張の優劣はにわかに判断しがたいが、これは、ライセンサーにとって未知の情報を扱うというノウハウライセンス契約の性質に原因があると考えられる。

ライセンサーは、ライセンスする技術に関連する多くの情報を保有しており、その情報の中から契約の目的に必要な範囲の情報を自身で取捨選択することとなる。取捨選択の過程で除外した情報があり、万が一その情報に関連して損害が生じた場合は、その取捨選択が「知りながら告げなかった事実」を形成してしまい、免責条項の効果に影響を与える危険性がある。

近年の判例では、ノウハウライセンス契約に関するものではないが、買主が瑕疵の存否を判断するために必要な情報がある場合は、これを売主から買主に開示することを信義則上の付随義務として、これがなされていなかった場合に瑕疵担保責任を問う機会を失ったとして瑕疵担保責任相当の損害賠償を認めた判例<sup>13)</sup>もあり、ライセンサーは、免責条項と開示範囲の特定のみで頼るのではなく、自ら保有する情報を十分に把握し、特にノウハウに関するネガティブな情報は、開示の必要性について認識しておく必要がある。

### 4. 4 瑕疵担保責任期間

売買の対象に隠れた瑕疵があった場合には、

売主は民法の規定に従い瑕疵担保責任を負う。買主は、取引対象の瑕疵を発見してから1年以内に売主に対して損害賠償請求権を行使する旨を表明すればよい。瑕疵を理由とする損害賠償請求権は、もともと売主の債務不履行から生じた債権と捉えられるので、取引対象の引き渡しから10年（商人間取引であれば、5年間）の消滅時効に服し、買主は当該期間内に隠れた瑕疵を発見した場合には、1年以内の請求により当該10年間（5年間）は損害賠償請求権を行使することができる。当該1年は、除斥期間とされ、裁判上の権利行使をするまでの必要はなく、瑕疵の内容とそれに基づく損害賠償をする旨などとされている。取引が商人間で行われる場合は、商人間の受取検査義務（商法第526条）が適用され、買主は受領後遅滞なく受取検査を行い、瑕疵を発見した場合には直ちに売主に通知を行う、直ちに発見できない場合も6ヶ月以内に発見した場合には直ちに通知を行う義務が課される。つまり商人間で瑕疵担保責任を問うには、受取検査又は6ヶ月以内に発見した瑕疵を発見から直ちに売主に通知した後、当該発見から1年以内に、損害賠償請求権を行使する旨を表明することが必要である。これらの規定が、秘密情報であるノウハウを取引する際に、一般の取引と同様の考え方をすることが妥当であるか、検討してみたい。

仮想事例を商人間取引とすると、まず、ライセンサーXは、ノウハウが提供されたら遅滞なく受取検査を行い、瑕疵等が発見された場合にはライセンサーに直ちに通知しなければならない。直ちに発見できない場合は6ヶ月以内に発見した場合も同様である。逆にいえば、ノウハウが提供されてから6ヶ月を経過してしまったら、瑕疵を発見してもライセンサーの瑕疵担保責任は追求できないということである。無論、その他の請求は可能であるが、無過失でも責任



## ※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

を問える瑕疵担保責任は問えなくなる。

仮に、商人間取引とみなせない場合や、ライセンサーが瑕疵の存在を「知って」提供していた場合は、商法の受取検査による瑕疵通知義務が適用されない。商法が適用されない場合は、ノウハウが提供されてから10年の消滅時効が進行し、この間に瑕疵を発見した場合は、発見から1年以内にライセンサーに対して担保責任を問う旨を表明することが必要となる。従い、仮想事例において、ライセンサーが瑕疵を知りながら提供したとすれば、「③ライセンス展開」から10年以内は、瑕疵担保責任を争うことが可能であろう。ただし、これは、瑕疵を知りながら提供したとすれば、である。仮想事例のようなAからライセンサーXへの特別な情報提供がない限りは、瑕疵を知っていたかどうかはライセンサーだけが知り得る情報であり、前述のとおり主観的な要素も孕んでおり、結局何も取決めなければ、目的物の引き渡しから6ヶ月で争う余地が閉ざされてしまうこととなる。

ノウハウライセンス契約が、単にあるノウハウ情報をライセンサーに提供することのみを目的とするのではなく、ライセンサーがある製品を製造し販売可能となるよう、ライセンサーの技術をライセンサーに伝授することを目的とするものである場合、瑕疵の有無を確認するにはある程度の時間を要する場合がある。即ち、当該契約は、未知の情報を取引対象としていることから、対象物であるノウハウを受領して直ちに製品を製造可能とすることは難しく、受領側で習得して、あるいは製造設備に化体させて実際に製造して、漸くノウハウ対象の伝達及び内容確認が完了するといえる。もちろん、ノウハウを受領した時点で、ある程度の検査は可能であろうが、本当の意味で情報の検査が完了するのは、受領側で第1号の製品が完成した時点であろう。そう考えると、ノウハウの内容により程度の差はあるであろうが、ノウハウにかか

る瑕疵の有無を検査するのに6ヶ月というのは妥当性を欠く場面もあるかもしれない。

ライセンサーの立場から、ノウハウライセンス契約におけるライセンサーの責任について検討すると、何も取決めていなければ商人間の受取検査義務が適用され、一見すると有利に働くように思える。しかしながら、商法が想定した受取検査に必要な期間が、実際にノウハウの瑕疵の有無の評価に必要な期間と比してかけ離れている場合は、将来無用な争いを招く恐れもあり、実際に個々の取引形態に照らしてノウハウの仕様達成に関するライセンサーによる保証を取得するとともに、保証期間をある程度長く設定することも考慮する必要がある。

## 5. エンドユーザーに対する責任

ライセンサーが製造販売した製品の欠陥により事故が発生した場合には、製品のユーザー等のライセンス契約と直接関係のない第三者が損害を被ることになる。これらの被害者は、第一義的には製造販売したライセンサーに対してその責任を問うことになろうが、仮に、例えばライセンサーが倒産してしまったり、無資力であったりした場合には、ライセンサーの責任を問うことも考えられる。以下、このような場合について検討を進める。

### 5.1 製造物責任

ノウハウライセンス契約のライセンサーはライセンサーが製造販売した製品につき、製造物責任を負うであろうか。

仮想事例では、ライセンサーXが製造販売した製品で事故が発生している。エンドユーザーは製造物責任法に基づき、ライセンサーXではなく原因技術をライセンサーXに提供したライセンサーYの責任を問うことが出来るかという問題である。

製造物責任法（以下、PL法）は、本来過失

## ※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

責任を原則とする不法行為法体系の中に、消費者被害救済のために、安全性に欠けた製品から生じた損害について、製造業者等の過失の有無を問わずに損害賠償責任を課した制度である。

PL法の対象となるのは、PL法第2条1項に定める「製造物」であり、同項によれば、「製造物」は「製造または加工された『動産』」をいう。「動産」とは、不動産（土地およびその定着物）以外の全ての「物」（民法第86条）であり、「物」とは「有体物」である（民法第85条）。

従って、PL法は、無体物である技術・ノウハウを製造物と捉えて、その欠陥に起因する損害に適用することは想定されていない。つまり、ライセンサーXがライセンサーYから提供された技術の欠陥に起因する損害についてライセンサーYに製造物責任を求めることはできない。もちろん、前述する契約責任や不法行為責任を問うことはできるであろうが、製造物責任を問うことはできない。

では、消費者がライセンサーXの製造販売した「製造物」であるライセンス製品の欠陥について、その欠陥の原因を招いたライセンサーYの提供した技術について、ライセンサーYを製造責任の一端を担ったものとして、その責任を問うことはできるであろうか。

この問題は、ノウハウライセンサーがPL法に規定される「製造業者等」に該当するか否かで判断されよう。PL法第2条第3項は、製造業者等を次のように定義する。

「この法律において『製造業者等』とは、次のいずれかに該当する者をいう。

一 当該製造物を業として製造、加工又は輸入した者（以下単に『製造業者』という。）

二 自ら当該製造物の製造業者として当該製造物にその氏名、商号、商標その他の表示（以下『氏名等の表示』という。）をした者又は当該製造物にその製造業者と誤認させるような氏名等の表示をした者

三 前号に掲げる者のほか、当該製造物の製造、加工、輸入又は販売に係る形態その他の事情からみて、当該製造物にその実質的な製造業者と認めることができる氏名等の表示をした者」

ノウハウライセンスにおいては、詳細な製造図面が提供される場合もあり、設計面においては相当の関与が考えられるが、「実質的に製造に関与していない設計事業者は、責任主体には含まれないものと解され」<sup>14)</sup>ており、1号に該当しないことは明らかであろう。

2号は例えばOEM供給を受けた製造業者、3号は自ら企画して他人に製造させこれを自らのブランドで販売する者を想定しているが、ノウハウライセンサーは通常このいずれにも該当しない。

一方、ノウハウライセンスでは商標使用許諾が含まれる場合もあるが、商標ライセンサーの製造物責任については、同1乃至3号に文言上該当しないものの、自らの商標を表示させている以上、商標を信頼した消費者保護を優先してすべきとの意見が聞かれる。すなわち、個別具体的な事例に応じて、2号、3号いずれかの適用により商標ライセンサーの責任を検討すべきであり（商標ライセンサーの自らの意思の有無等）、2号、3号が「表示した者」とされており、「表示させた者」を想定していないといった字面から適用を否定すべきではないという意見である<sup>15)</sup>。

結論として、現行法上は、ノウハウライセンサーを製造物責任法の責任主体とすることは困難と考えられるが、ライセンサーの製造に関与する度合いが必然的に高く<sup>16)</sup>、“licensed by Y”といった表示を許諾製品に付したり、消費者にライセンサーによる製造への相当程度の関与を認知させるような場合には、製造物責任が議論され得るということは留意しておくべきであろう。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

## 5. 2 不法行為責任

一般に、ライセンス契約に基づく製品はライセンサーが製造し販売するものであり、ライセンサーはライセンス製品を直接製造販売しない。そして、ライセンサーから製品を購入したエンドユーザーは購入した製品により損害を被った場合は、製品を製造販売しているライセンサーに対して損害賠償請求すると考えられる。

しかし、ライセンサーの資力に不安がある場合や、ライセンサーとの関係から責任を追及しにくい場合等は、ライセンサーに請求したい、もしくは巻き込みたいと考えることもあるだろう。

民法第709条は、故意又は過失により他人に損害を与えた場合は、たとえ契約関係にない第三者であっても、その賠償責任を負わせている。

ノウハウライセンス契約のライセンサーは、ノウハウ提供によりエンドユーザーに損害を与え、その提供行為に故意又は過失が認められ、損害との因果関係があれば、不法行為責任を負う可能性がある。

ここで、故意又は過失は被害者側で立証する必要があるが、その立証の容易さからみれば過失の判断基準が不法行為責任の有無の境界線といえる。過失とは、損害発生の予見可能性があるのにこれを回避する行為義務を怠ったことなどと定義される<sup>17)</sup>。

ライセンス契約におきなおせば、ライセンサーはライセンサーの製造販売する製品に使われると知りながらノウハウの欠陥を看過したことにより過失が認められ、かつ事故の原因がライセンサーの提供した技術の問題にあったとして、事故との因果関係が認められれば直接損害賠償義務を負うこととなる。

しかし、一般にエンドユーザーから見てこれらを立証するのは容易ではないだろう。

たとえば、エンドユーザーから見ればライセンサーの提供している技術ノウハウが直接の原

因を引き起こしたのか、それとも最終製品を製造しているライセンサーの検査義務が不十分だったことが問題だったのか、それぞれが損害に与えている影響を明確に立証することは容易でないだろう。

また、仮にライセンサーの不法行為が立証できたとしても、責任範囲は損害への寄与度に応じて限定的に扱われる可能性もある。

このようなケースではさらに共同不法行為の可能性を考慮しなければならない。

ライセンサーとライセンサー間には有償契約が存在するのであり、ライセンサーがライセンサーにノウハウを提供したのはライセンサーの製品提供に使われることを是認しているのだから、両者の間には強い共同性が認められ、客観的関連共同性は肯定されよう。

共同不法行為の場合、ライセンサーの行為かライセンサーの行為かに関わらず全体としての損害との因果関係さえ立証できれば良い点でエンドユーザーにとっては負担が軽くなる。

一方、ライセンサーの故意または過失の立証責任はいまだエンドユーザー側に残る。ライセンサーの過失とは、例えば技術の欠陥を認識したままライセンサーに告げなかったような場合である。エンドユーザーがライセンサーの故意または過失を立証できるのは、エンドユーザーがたまたまそのことを知りえたような特殊なケースくらいであろうから、実際問題としてエンドユーザーがライセンサー側の故意または過失を立証できるのは極めて限られるケースとなる。

しかし企業実務としては過失が立証されなければリスクはない、と考えるべきでないことは明らかである。実際には訴訟にまで発展しないで解決するケースがほとんどであり、ライセンサーの技術に起因する損害に対してエンドユーザーが過失を立証していないことのみを理由として賠償にまったく関与しないという判断は企業運用上難しい。したがって、ライセンサーは



※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

技術ノウハウを提供する際に認識している技術の問題点、課題などマイナス面を包み隠さずライセンスに伝えて、安定した製品の供給に貢献する姿勢が求められる。

## 6. おわりに

ノウハウライセンス契約は、技術を伝承するための有効な取引形態であり、新規事業領域への展開等へ迅速に対応しうる有効な経営戦略ツールの一つといえるであろう。

一方で、ノウハウライセンス契約が取引対象とするノウハウは、我が国においては、不正競争防止法上の営業秘密として保護されるものの、あくまで不正競争行為の規制がなされるものに過ぎず、財産保護法として取引の安全を図る法的枠組みが整備されているわけではない。

しかしながら、何らかの法整備がなされれば安心した取引が図れるかということ、取引の形態は業種ごとに多様であり、そもそも取引対象のノウハウ自体もその形態も価値も多様であることを鑑みると、敢えて特別な法的枠組みを求めより、民法の原則に立ち戻って私的自治に委ねられ、当事者間で柔軟な取決めをなすことや、業界特有のソフトローの構築を目指したほうが、実態に即した妥当な取引が実現できると考えられる。

本稿では、ノウハウライセンス契約の締結・履行に際して比較的争点となりやすいと思われる重要な論点について、仮想事例に基づく検討から当事者の立場で実際に直面する問題について幾つかの検討を試みた。定型的取引の多い知的財産契約業務担当者からすると民法原則云々は馴染みが薄いのが、いざという場面で効果的な対策を講ずるには本質的な理解と考察が必要とされることが理解された。

また、取引対象の性質上、当事者間で契約の内容を可能な限り明確に規定することの重要性が再確認された。

今後、本稿がノウハウライセンス契約実務の一助となれば、また、技術取引に対する民法上の検討が進展する契機になれば幸いである。

本稿は2007年度ライセンス第2委員会第1小委員会の大野敬史（川崎重工業）、金目茂（NTTソフトウェア）、跡部信弘（日油）、池田宏子（NECエレクトロニクス）、石田祐之（日本触媒）、沖川仁（日本電信電話）、佐藤史郎（ライオン）、田中精一（コベルコ建機）、中村宏（昭和電線ビジネスソリューション）、藤岡薫（本田技研工業）、松本健二（武田薬品工業）が作成した。検討の過程で丁寧にご助言いただいた重富貴光弁護士（大江橋法律事務所）にこの場を借りて謝辞を表したい。

## 注 記

- 1) ライセンス委員会第2小委員会，知財管理，Vol.57, No.8 (2007)
- 2) 日本特許協会ライセンス委員会ノウハウ小委員会，ノウ・ハウの保護とライセンス実務（1978年3月），ライセンス委員会第2小委員会，知財管理，Vol.46, No.4 (1996)，ライセンス委員会第3小委員会，知財管理，Vol.51, No.2 (2001)，ライセンス委員会第2小委員会，知財管理，Vol.56, No.11 (2006)
- 3) ライセンス委員会第2小委員会，知財管理，Vol.56, No.11, p.1738 (2006)
- 4) 小池豊，判例ライセンス法，p.216 (2001) 発明協会
- 5) 例えば占有訴権を類推適用することは明らかに妥当性を欠くことについて，野口良光，特許実施契約の基礎知識，p.110 (2003) 発明協会
- 6) 最高裁 昭和29年11月26日判決（昭和27年（オ）第938号，判タ45号32頁）
- 7) 土地取引に関するものであるが，動機の表示について，契約締結当時の背景事情を総合的に判断している参考例として，東京地裁 平成18年9月5日判決（平成15年（ワ）第16689号，判事1973号84頁）
- 8) 東京地裁 昭和52年2月16日判決（昭和48年（ワ）第10175号，判タ353号260頁）
- 9) 最高裁 昭和33年6月14日判決（昭和32年（オ）

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- 第1171号)
- 10) 本稿では契約責任説の立場をとる。
  - 11) 内田貴，民法Ⅱ第2版 債権各論，p.132（2007）  
東京大学出版会
  - 12) ライセンス委員会第2小委員会，前掲注3）  
p.1742
  - 13) 前掲注7）
  - 14) 経済企画庁消費者行政第一課編，逐条解説 製造物責任法，p.81（1994）商事法務研究会
  - 15) 山上和則，知的財産をめぐる諸問題，p.345（1996）発明協会
  - 16) 山上，前掲注15）p.351
  - 17) 内田，前掲注11）p.319

（原稿受領日 2008年4月4日）

